

医政発1030第4号  
令和2年10月30日

一般社団法人日本看護系大学協議会 代表理事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別紙のとおり通知を发出了したので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体内の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。